



業務上疾病について

青森産業保健推進センター

法令担当相談員 和田 恵

業務上の疾病は年々減少しているものの、昨年の休業4日以上の業務上疾病者数は8,600件を超えております。

業務上疾病として認定するには、法律や認定基準等によって認定されますが、どのような法令や規則や認定基準があるのか説明をしたいと思います。

業務上疾病に関する法令上の根拠は、労働基準法（以下労基法という）にあります。

労基法第75条第1項で「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な費用を負担しなければならない。」と事業主の災害補償責任を定め、第2項において、「前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。」としています。そして労働基準法施行規則（以下労基則という）第35条で「労基法第75条第2項の規定による業務上の疾病は別表第1の2に掲げる疾病とする。」として同別表第1の2及びこれに基づく告示によって、業務上の疾病が具体的に定められています。

なお、労働者災害補償保険法（以下労災保険法という）第12の8第2項は、業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償事由が生じた場合に行うとしており、労災保険法において保険給付の対象となる業務上疾病は、労基法に定める業務上疾病と一致しています。

労基則別表第1の2は次表のとおりの内容となっております。

腰痛の業務上疾病としての認定基準

厚生労働省でまとめた、平成19年の業務上の疾病統計をみますと、60%以上の5,230件が災害性の腰痛であり、57件が非災害性の腰痛でありますので参考まで、この認定基準について簡単に述べたいと思います。

1. 災害性の原因による腰痛（災害性の腰痛）

業務上の負傷に起因して労働者に腰痛が発症した場合で、次の要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするときは、当該腰痛は労基則別表第1の2第1号に該当する疾病として取り扱うことになっております。

- (1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として明らかに認められるものであること。
- (2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく憎悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

例えば、「重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を二人がかりで運搬する最中にそのうちの一人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合」とか、「事故的な事由はないが重量物の取り扱いに当たって、その取り扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりするときや、重量物の取り扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合」となっております。

号別	業務上の疾病の範囲	具体的な事例	平成19年発生状況
1号 負傷に起因する疾病	業務上の負傷に起因する疾病	災害性の腰痛、頭部外傷による硬膜下出血、 脊髄損傷による褥瘡、皮膚等の負傷による破傷風、 ハチの刺傷やマムシの咬傷等の毒素による疾病等	6,252 (5,230)
2号 物理的因子による疾病	有害光線による疾病	紫外線、赤外線、レーザー光線等	9
	電離放射線による疾病	皮膚障害、造血障害、骨壊死等	0
	異常気圧下における疾病	潜函病、潜水病、高山病、航空減圧症	18
	異常温度条件による疾病	熱中症、熱傷、凍傷	474
	騒音による耳の疾病		9
	上記以外の原因による疾病		42
3号 作業態様に起因する疾病	重激業務による運動器疾患と内臓脱		119
	負傷によらない業務上の腰痛	非災害性の腰痛 腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により 行う業務や、腰部に過度の負担のかかる業務による 腰痛等	57
	振動障害	さく岩機、鋏打機、チェーンソー等による手指の白 ろう病	5
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		245
	上記以外の原因による疾病		92
4号 化学物質等による疾病	酸素欠乏	酸素欠乏症	12
	化学物質による疾病（がんを除く）	平成8年労働省告示第33号で具体的に化学物質名と 症状又は障害が示されている。	258
5号	じん肺及びじん肺合併症		640
6号	病原体による疾病	細菌、ウイルス、寄生虫等による感染症	257
7号 がん原性物質等	電離放射線によるがん	白血病、肺がん、皮膚がん等	0
	化学物質によるがん	ベンジジンによる尿路系腫瘍、石綿による肺がん及 び中皮腫、ベンゼンによる白血病等	9
	上記以外の原因によるがん1		0
8号	前各号のほか厚生労働大臣の指定する疾病	昭和56年労働省告示第7号で3つの疾病を示してい る。	0
9号	その他業務によることの明らかな疾病	脳・心臓疾患、精神障害等	186
業務上疾病の合計			8,684

労基法及び労基則が制定された昭和22年当時は、業務上疾病の範囲については労基則第35条の条文に列挙されておりましたが、昭和53年に抜本的な改正が行われ、労基則別表第1の2に列挙されました。その後何回か労働大臣告示で補強されましたが、別表自体は昭和53年改正のまま現在に至っております。また、新たな業務上の疾病として追加する必要がある場合は厚生労働大臣告示で追加できるように規定されております。

平成19年度業務上疾病の発生状況は「平成20年度労働衛生のしおり」からのもので厚生労働省業務上疾病調による。

2. 災害性の原因によらない腰痛（非災害性の腰痛）

重量物を取り扱う業務等腰部に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に腰痛が発症した場合で当該労働者の作業態様、従事期間及び身体的条件からみて、当該腰痛が業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、労基則別表第1の2第3号2に該当する疾病として取り扱うことになっております。

災害性の原因によらない腰痛は、次の(1)及び(2)に類別することができます。

- (1) 腰部に過度の負担のかかる業務に、比較的短期間（おおむね3ヶ月から数年以内をいう。）従事する労働者に発症した腰痛。
- (2) 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛。

なお、詳しくは、昭和51年10月16日付け基発第750号通達を参照してください。

また、青森産業保健推進センターでは通達を解説した参考図書の貸し出しを行っておりますのでお問い合わせください。